

軽米町空家等解体撤去事業補助金交付要綱

令和 8 年 3 月 27 日 軽米町告示第 35 号 制定

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町内の空き家に起因する危険の排除を図るため、空家等の所有者等が自ら行う当該空家等の解体及び撤去に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、軽米町補助金交付規則（昭和 44 年輕米町規則第 20 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象空家等)

第 2 条 補助の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、登記簿又は課税台帳に記載された町内にある家屋（専用住宅又は併用住宅（住宅部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上であるもの）に限る。）であって、1 年以上居住実態がないものとする。

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象空家等の解体及び撤去のための工事（以下「解体撤去工事」という。）を実施しようとする者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 不動産登記簿（未登記の場合は、固定資産課税台帳）に記載されている所有者又はその相続人であること。
- (2) 市町村民税が非課税であること。
- (3) 納期の到来している町税を滞納していないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと、かつ、補助金を受けた世帯員がいないこと。
- (5) 補助対象空家等に抵当権を設定している場合は、抵当権設定者及び全ての権利者から解体撤去工事についての同意を得ていること。
- (6) 補助対象空家等の所有権又は相続権が複数人に属している場合は、全ての権利者から補助対象空家等の解体撤去工事についての同

意を得ていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象外とする。

(1) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者であると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める者

(補助対象工事)

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助対象空家等の全部を解体撤去する工事（基礎その他の地上構造物以外のものを残置する場合を含む。）であって、町内に住所を有する事業者が行うものであること。

(2) 解体撤去を行う資格のある業者が施工する工事

(3) 補助対象者が施工者と工事請負契約を締結して実施する解体撤去工事

(4) 他の補助制度による補助金の交付を受けていない解体撤去工事

(5) 第8条の規定による交付決定を受けた日以降に着手し、かつ、第7条の規定による交付申請をした日の属する年度の末日までに完了する解体撤去工事

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 解体撤去工事の工事費

(2) 解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に係る経費

(4) 解体撤去工事等に係る諸経費、登記費用等

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の合計額に5分の4を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生

じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、50万円を限度とする。

2 町長は、補助対象者が特別の事情があると認められる場合は、補助金の額を変更することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、軽米町空家等解体撤去事業補助金交付申請書(様式第1号)及び誓約書兼同意書(様式第2号)に次に掲げる関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は請書の写し

(2) 工事内訳明細書又は見積書の写し

(3) 位置図

(4) 工程表

(5) 補助対象工事施工前の写真

(6) 非課税証明書

(7) 町税の完納証明書又は納税証明書

(8) 紛争等に関する誓約書(様式第3号)

(9) 補助対象空家等の登記事項証明書又は登記簿謄本(未登記の場合は、固定資産評価証明書又は固定資産税課税明細書)

(10) その他町長が必要と認める書類

2 申請者が交付申請時点で工事請負契約を締結していない場合は、交付決定後速やかに工事請負契約を締結し、契約書又は請書の写しを町長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、軽米町空家等解体撤去事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不適当と認めるときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定をするときは、次

に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助金の適正な執行を期するため、町長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認又は検査を求めたときは、これに協力すること。

(2) この告示及び関係法令を遵守すること。

(3) その他町長が必要と認める事項

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、当該決定を受けた内容を変更しようとするときは、速やかに軽米町空家等解体撤去事業補助金交付変更承認申請書（様式第5号）にその内容を確認することができる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、軽米町空家等解体撤去事業補助金交付変更承認通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助対象工事の中止又は廃止)

第11条 交付決定者は、補助対象工事を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに軽米町空家等解体撤去事業補助金中止（廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け、これを承認したときは、当該補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、軽米町空家等解体撤去事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 軽米町空家等解体撤去事業完了実績報告書（様式第9号）

(2) 補助対象工事に要した経費の領収書の写し

(2) 補助対象工事施工後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第 13 条 町長は、前条の規定による請求があったときは、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(是正のための措置)

第 14 条 町長は、第 12 条の規定による請求を受けた場合において、内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により当該内容が補助事業の要件に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置を交付決定者に対して求めることができる。

2 町長は、交付決定者に対し、補助事業に関し必要な報告を求めることができる。

(決定の取消)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 第 9 条の規定に基づき付した条件に従わなかったとき。

(3) 第 14 条の規定に基づく求めに従わなかったとき。

(4) その他町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(事業実施期間)

第 17 条 補助事業の実施期間は、令和 8 年度から令和 10 年度までとする。

(補則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。